

J-mail

News Letter by J-center

北海道大学大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター【J-center】



北大・中央ローンの春



No.42

CONTENTS

2014 Spring

Project Report

講演会「先住民族の権利」と「文化」/公開シンポジウム「環境条約の国内実施—国際法と国内法の関係」/国際シンポジウム「中国における民族法と民間慣習法」/公開セミナー「留学生が語る北海道の魅力と可能性」/講演会「中国における鉱山からの環境汚染による損害賠償の現状と課題」/ワークショップ「体制転換と法」研究会/HOKKAIDO DIALOGUE「東アジアにおける市民社会対話」/ワークショップ「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」/日本学生支援機構(JASSO)平成25年度留学生交流支援制度(短期派遣)プログラム、北海道大学海外教育交流支援事業「東アジア法圏学生交流ウィーク」

Center News

新メンバー紹介 張千帆教授(ガバナンス部門) 蘇義淵准教授(グローバル化部門)

From Jcenter

「高等研センターブックレット第34号『今村成和先生 生誕100年記念の集い』を発行しました！」

講演会

「先住民族の権利」と「文化」

「先住民族の権利」は、世界各国における政策展開や、2007年の国連宣言によって広く認知されるに至っている。日本においても、アイヌ民族の政策の進展とともに、アイヌ民族がいかなる権利を持つのかについての議論が進められている。こうした事情を念頭に、本公演会では、先住民族の権利の理論的根拠のひとつとなる「文化的権利」の観念をとりあげ、その意義と、その具体化におけるリスクが議論された。

アイゼンバーグ教授によれば、一般にマイノリティが文化的権利を主張する主な理由には、独自の生活様式や文化実践を守ること、主流社会への統合にあたって差別を防ぐこと、過去の不正義によって生じた汚名を払拭すること、などがある。これらはいずれも切実な要求であり、文化的権利をつよく基礎づけるものである。他方、文化的権利

を具体化する政治的・法的プロセスにおいては、国家およびマイノリティの抗争のなかで、しばしば「文化」の内実を固定してイメージする「本質主義」が生じやすく、これが昂じると、「文化的権利」がめざす目標の達成を困難にするリスクがある。アイゼンバーグ教授は、世界の事例を参照しながら、このようなリスクを回避する多様な手法を紹介した。

当日は、多くの参加者があり、活発な質疑応答が行われた。



当日の会場風景



講演中のアヴィゲイル・アイゼンバーグ氏



公開シンポジウム

「環境条約の国内実施 —国際法と国内法の関係—

去る12月7日上智大学にて、公開シンポジウム「環境条約の国内実施—国際法と国内法の関係」を開催した（上智大学法科大学院共催、

主催：北海道大学大学院法学研究科 高等法政教育研究センター
共催：上智大学法科大学院
後援：外務省、環境政策学会（環境省の後援を申請中）

公開シンポジウム

「環境条約の国内実施 —国際法と国内法の関係—

日時：12月7日（土）13:00～17:30
場所：上智大学（四谷キャンパス）
2号館2階210教室

I. 趣旨説明・総論（13:00～13:15）
見矢野マリ氏（北海道大学教授）

II. 個別政策領域における展開（13:15～14:15）
① 海洋汚染防止に関する国際条約の国内実施： 堀口健夫氏（上智大学）
② 化学物質規制に関する国際条約の国内実施： 増沢陽子氏（名古屋大学）
③ 有害廃棄物の越境移動の規制に関する国際条約の国内実施： 藤田順氏（海上保安大学校）
④ 生物多様性・自然保護に関する国際条約の国内実施： 遠井明子氏（龍谷学園大学）

III. 個別学問分野からの横断的検討（14:15～15:00）
⑤ 国際法の観点から： 高村ゆかり氏（名古屋大学）
⑥ 国内法の観点から： 島村健氏（神戸大学）
⑦ 行政法の観点から： 久保はるか氏（甲南大学）

IV. パネル・ディスカッション（15:20～17:30）
中田昌宏氏（外務省社会参事官）
上河原康二氏（滋賀県立大学教授・前環境省自然環境局総務課長）
北村喜宣氏（上智大学）
原田大樹氏（京都大学）
齋藤民徒氏（金城学院大学）
司会：見矢野マリ氏

参加費無料。事前登録不要。

問合せ先：北海道大学大学院法学研究科 見矢野マリ研究室
電話：011-706-3948 電子メール：koyano@juris.hokudai.ac.jp

環境法政策学会・外務省・環境省後援）グローバル化した日本社会における「適正な」国際・国内的規律の連関を模索すべく、環境条約の国内実施に焦点を当てた学際的共同研究（科研基盤（A）研究・三井物産環境基金助成研究（研究代表者：見矢野マリ）の成果（『論究ジュリスト』第7号特集）を踏まえ、専門研究者、実務家、市民等との活

発な討論・意見交換をねらった企画である。

趣旨説明・総論に続き、個別政策領域における展開（海洋汚染防止、化学物質規制、有害廃棄物越境移動規制、生物多様性・自然保護）及び個別学問分野からの横断的検討（国際法、国内法、行政学）にかかる研究報告（第1部）を受け、行政実務担当者（外務省、環境省）及び関連分野の研究者（環境法、行政法、国際法）をコメンテータに迎え、パネルディスカッション（第2部）を行った。環境条約の「動的進化性」に伴う法治主義・民主的統制・手続の透明性の問題、国内法解釈における条約の参照、条約の担保法、地方公共団体の役割等の諸論点について活発に議論され、国内から国際への政策展開、他分野（経済法、金融法、人権法）との比較といった視点の重要性も指摘された。



第2部のパネリスト：左から 久保はるか、島村健、高村ゆかり、齋藤民徒、原田大樹、北村喜宣、上河原康二、中田昌宏 各氏



国際シンポジウム

「中国における民族法と民間慣習法」

北海道大学アイヌ・先住民研究センターと共催で「中国における民族法と民間慣習法」と題した国際シンポジウムを開催した。当該分野の研究をリードする中国西北政法大学から招聘した4名の学者は、法制史・法社会史、方法論、解釈論といった多様な角度からのアプロ



チを通じて、中国の民間社会における「自治」や「権利」などの概念について解説し、少数民族の慣習法が現代社会において、如何なる方法で国家法と折衝し、機能しているのかを紹介した。新鮮味のある報告内容が出席者の興味を引き立て、あまり知られていない事実について、質問が次々と出されて、熱い議論が展開された。特に、少数民族出身者である学者による慣習法の解説は、外部の人間が普段踏み入れることのできない世界を示してくれて、出席者に大きなインパクトを与えた。

国際シンポジウム

中国における 民族法と 民間慣習法

【司会】幹野 隆夫（北海道大学法政教育研究センター）
【報告】李其瑞（中国政法大学）、穆興天（中国政法大学）、鈴木中心（中国政法大学）
【報告】山崎幹根（北海道大学アイヌ・先住民研究センター）、小磯特任教授（北海道大学法学研究科）、榊澤未知准教授（北海道大学法学研究科）
【報告】山崎幹根（北海道大学アイヌ・先住民研究センター）、小磯特任教授（北海道大学法学研究科）、榊澤未知准教授（北海道大学法学研究科）
【報告】山崎幹根（北海道大学アイヌ・先住民研究センター）、小磯特任教授（北海道大学法学研究科）、榊澤未知准教授（北海道大学法学研究科）

日時：2013年 12月 14日（土）13時～17時30分
会場：北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 W409

主催：北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、科学研究基礎研究（A）
共催：北海道大学アイヌ・先住民研究センター、日本学術振興会、科学研究基礎研究（A）
「権威主義体制と市場を顕示する法と政治—中国のメカニズムの解明」（代表者：榊澤未知）
問合せ：北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター | center@juris.hokudai.ac.jp

写真上：

左から李其瑞教授、穆興天教授、鈴木センター長

写真下：

穆教授の報告

公開セミナー

「留学生が語る北海道の魅力と可能性」

北海道大学公共政策大学院公開セミナー

留学生が語る 北海道の魅力と可能性

2013年1月11日（土）
14:00～17:00（開場13:30）
会場：北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟102 入場無料

グローバル化の中で、留学生が北海道の可能性をテーマに研究する時代がきています。本セミナーでは、北海道大学の留学生が北海道の魅力と可能性の再発見に挑み、戦後北海道開発政策の特徴や課題を国際比較の視点から検討し、われわれ北海道民が普段意識しない北海道の魅力や可能性を語ってゆきます。

- 報告者 蘇 書麗（北大公共政策大学院1年）
伊 相勲（北大公共政策大学院1年）
ジョナサン・ブル（北大法学研究科博士課程）
- 司会 小磯修二（北大公共政策大学院特任教授）
- コメント 榊澤未知（北大公共政策大学院准教授）
- コメント 山崎幹根（北大公共政策大学院・院長）

お問い合わせ先 北海道大学公共政策大学院
〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 TEL.011-706-4723
Eメール ykondo@hops.hokudai.ac.jp URL http://www.hops.hokudai.ac.jp

主催：北海道大学公共政策大学院附属公共政策研究センター
共催：北海道大学法学研究科高等法政教育研究センター
※駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

1月11日、公共政策大学院（HOPS）附属公共政策研究センターとの共催で、公開セミナー「留学生が語る北海道の魅力と可能性」を開催した。現在、北大大学院に学ぶ蘇書麗さん、尹相勲さん（HOPS）、ジョナサン・ブルさん（法学研究科）が、それぞれの留学の契機を率直に語り、地域開発政策や観光資源活用のあり方等、研究テーマに即した提言を行った。

北海道の大学教育の場におけるグローバル化は他府県に比べ遅れがちであったが、留学生の受け入れが徐々に進むにつれ、北海道が研究の対象に選ばれるケースも増えてきた。彼らが国際比較の視点から見出した北海道の姿は、北海道の魅力と可能性の再発見につながる。

3人の発表の後は、山崎幹根教授（HOPS 院長）、小磯特任教授、榊澤未知准教授が加わり、公共政策大学院のミッションであるグローバル化について議論を深めた。約30人の一般参加者にも、北海道に関する新たな視点を獲得する有意義な機会となった。



一般からも多くの参加者が来場した

講演会

「中国における鉱山からの環境汚染による損害賠償の現状と課題」

高等研センター主催 講演会

講演 劉 士国 (中国復旦大学法学院教授)

司会 鈴木 賢 (北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター長)

※講演は中国語で行い、日本語に訳したものを掲載

中国における鉱山からの
環境汚染による
損害賠償の現状と課題

日時 2014年1月24日(金) 13時～14時30分

場所 北海道大学文系共同講義棟(軍艦講堂) 5番教室

主催: 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター
<問合せ jcenter@juris.hokudai.ac.jp>

中国復旦大学法学院から劉士国教授を迎えて、近時、中国で問題になっている重金属汚染による健康被害に対する損害賠償法の現状と問題点について報告いただいた。

中国では現在、さまざまな金属が引き起こす健康被害が社会的に大きな問題となっており、各地にガン村が出現するなど、深刻な被害をもたらしている。



講演中の劉教授

講演では、これにいかん民事法的な救済を与えるかについての法実践とその課題について紹介いただいた。日本でも明治以来の鉱害をはじめ、水俣病などの公害病が猖獗をきわめたことがあったが、中国はまさにいまこれに遭遇している様が報告された。日中の経験交流の必要性を痛感した。

ワークショップ

「体制転換と法」研究会

12月のワークショップ「体制転換と法」研究会において、本研究科修士課程のバトバヤル バダラハと、客員研究員として本研究科にお迎えした韓国西江大学校法学専門大学院教授の朴濬佑が、それぞれ体制変換前後のモンゴル民法の変遷と、韓国のロースクール制度の実施状況及びその評価について報告を行った。前者は主に外国人が入手しづらい立法資料を中心に紹介を行い、体制変換による影響を析出しようとした。後者については、日本の法科大学院制度との比較の視点から、出席者から多くの質問が出され、制度の到達点と問題点を確認しつつ、興味深い議論が行われた。



12月の研究会の様子



大勢の参加者が集まった3月の研究会

また、3月の研究会では、2013年10月から1年間本研究科にお迎えした蘇義淵教授と張千帆教授により報告が行われた。蘇報告は、国際法の視点から中国の炭素取引法制度の問題点について考察したものであった。とりわけ、中国で行われている金儲けのビジネスに転じがちな炭素取引の現状を批判的に検討した上で、市場原理と国際法に沿った炭素取引に関する制度設計が必要不可欠であり、それこそが温室効果ガスの削減に繋がる喫緊の課題であるとの指摘がなされた。続く張教授の報告では、言論と報道の自由を制約を加えてきた政府(党)の立場が歴史的に検討され、そうした政策が政府(党)による中央集権的な体制を維持する上で大きな役割を果たしており、このこと自体は帝政期の中国から現代に至るまで何ら変わりが無いとの指摘がなされた。またこうした現状のなかで行われる政府主導の政治改革の是非

を問い、立憲民主制の導入可能性が検討された。張教授は中国で著名なりべラル派憲法学者でもあることから、当日は多くの参加者が集まった。両報告終了後には、報告者と出席者との間で質疑応答が活発に交わされ、環境、政治、立法・司法といった幅広い観点から興味深い議論が行われた。

「体制転換と法」研究会

2013年12月21日(土) 14時～

場 所: 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 W 401

報告Ⅰ: 「体制転換によるモンゴル民法の変遷——モンゴル国会議事録資料を中心として」

報告者: バトバヤル バダラハ (北大法学研究科修士課程)

報告Ⅱ: 「韓国のロースクール(法学専門大学院)制度の評価について」

報告者: 朴濬佑 (西江大学校法学専門大学院・教授、北海道大学法学研究科客員研究員)

共催: 日本学術振興会科学研究費基盤研究(A)「権威主義体制と市場を媒介する法と政治——中国的メカニズムの解明」(代表者: 鈴木賢)

2014年3月22日(土) 14時～

場 所: 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 W 409

報告Ⅰ: 「PM10から炭素取引まで——中国の炭素取引法制度への考察と提案」

報告者: 蘇義淵(北海道大学法学研究科 招聘准教授、台湾・国立中興大学法学部 助理教授)

報告Ⅱ: 「三中全会と中国憲政の行方」

報告者: 張千帆(北海道大学法学研究科 招聘教授、北京大学法学部 教授)



ProjectReport 2013年12月～2014年3月

HOKKAIDO DIALOGUE

「東アジアにおける市民社会対話」

北海道大学公共政策大学院附属公共政策学研究センター東アジア研究所・北海道大学スラブ研究センター・北海道新聞と共催で、前年度に続き2回目の「北海道ダイアログ (HOKKAIDO DIALOGUE) ・東アジアにおける市民社会対話」と題した国際シンポジウムを開催した。



パネリストのイ・ナヨン、姚人多、徐友漁、中島岳志 各氏と司会の遠藤教授



質疑も活発に行われた。

中国・台湾・韓国から代表的な学者・ジャーナリスト計8名を招へいし、日本国内の有識者を交えて、『言論の自由』をめぐる各国ポリテクス』及び「東アジアの平和と民主主義——メディアが果たす役割とは」という二つのテーマに即して、各国のメディアにまつわる最新事情、特に民間と政府との相互関係・相互影響について熱い議論が交わされた。今回のシンポジウムは、中国・韓国における言論の自由に対する制限・抑圧、台湾におけるメディア独占、日本におけるヘイトスピーチ問題など、「言論の自由」という一点に絞っても、克服しなければならない障害がまだまだたくさんあるということに参加者に再認識させるとともに、対話を通じて各国の市民社会同士の相互理解を促進する決意を新たにさせるきっかけにもなった。

HOKKAIDO DIALOGUE

東アジアにおける市民社会対話

総合対話 東アジアの平和と民主主義
—メディアが果たす役割とは—

司会：遠藤聡 北海道大学公共政策大学院副院長

パネリスト：イ・ナヨン 中央大学社会学部 教授
姚人多 清華大学社会学部 教授
徐友漁 中央民族大学哲学系 研究员
中島岳志 北海道大学法学部 教授

通訳：徐行 北海道大学高等教育研究センター 講師
李研淑 北海道大学法学部 助教授

司会挨拶：鈴木賢 北海道大学法学部 助教授
附属高等教育研究センター 長

参加者予定者：

- (中国) 張志安 中山大学メディア・デザイン学院 教授
- (韓国) キム・オジョン カンジ日報 代表
パク・キョンシン 高麗大学法科大学院 教授
- (台湾) 黃国昌 中央研究院法律学研究所 研究员
林成蔚 輔業大学 法学部 教授
- (日本) 上田俊英 朝日新聞東京本社報道局編集委員
松田信一 フリージャーナリスト
林澤未知 付属公共政策学研究センター東アジア研究所 長
池 直美 北大公共政策大学院 講師

日時：2014年2月17日 09:00-12:30
場所：北海道大学スラブ研究センター4F大会議室

【主催】北海道大学公共政策大学院附属公共政策学研究センター東アジア研究所
【共催】北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、グローバルCOEプログラム：「東洋研究の拠点形成：スラブ・ユーラシアと世界」（北海道大学スラブ研究センター）、北海道新聞

参加希望の方は
ご一覧ください

【連絡先】林澤未知 北海道大学公共政策大学院准教授・東アジア研究所 長
Email: m.kazawa@heps.hokudai.ac.jp Tel/Fax: 011-706-4715

ワークショップ

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」

先住民族コミュニティの発展への大学の貢献

先住民族コミュニティの発展に関する大学研究者の集約の必要性について、地域の専門家と話し合う。

増田一彦、遠藤聡
「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

「先住民族コミュニティの発展への大学の貢献」
—2014年3月23日(日)9:30～17:00(開場9:00)—

【日時】2014年3月23日(日) 9:30～17:00(開場9:00)

【会場】北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟(W棟) 4階 409教室

お問い合わせ先 北海道大学公共政策大学院附属公共政策学研究センター 東アジア研究所 長 林澤未知
TEL: 011-706-4715 FAX: 011-706-4715
E-mail: m.kazawa@heps.hokudai.ac.jp

2014年3月23日、国際ワークショップ『先住民族コミュニティの発展への大学の貢献』を、本学アイヌ・先住民研究センター及び台湾国立政治大学との共催で実施しました。政治大学においては、法学研究科と部局間交流協定を締結している社会科学院の研究者を中心として台北に近いウライ地区に居住するタイヤル族コミュニティの発展

を支援するプロジェクトが進行しており、共同研究の一環として本学とアイヌ民族の関わり等に関する調査を行うとともに、台湾における研究成果についての討議を行うためにワークショップを開催したものです。当日は、同プロジェクトのリーダーである社会科学院副院長の湯京平教授(政治学)、王雅萍副教授(民族学)、自らもタイヤル族である官大偉助理教授(民族学)、法学研究科で博士号を取得した宋峻杰研究員(憲法学)らによる8本の報告が行われ、それらをめぐって本学の研究者及びアイヌ民族を含む一般参加者と熱心な意見交換が行われました。



参加メンバーによる記念撮影

日本学生支援機構 (JASSO) 平成 25 年度留学生交流支援制度 (短期派遣) プログラム、北海道大学海外教育交流支援事業 「東アジア法圏学生交流ウィーク」

2014 年 2 月下旬に北海道大学の学生・教員計 18 名が台湾に赴き、JASSO の短期派遣プログラム「東アジア法圏学生交流ウィーク」及び北海道大学海外教育交流支援事業の一環として、北海道大学と大学間協定を結んでいる国立中興大学の法政学院、及び本研究科と部局間交流協定を結んでいる国立高雄大学の法学院をそれぞれ訪問し、同行した琉球大学の学生・教員計 23 名とともに、三大学の学生同士による共同セミナーを開催した。

中興大学法政学院との共同セミナーは、今回が初めてで、2012 年 10 月に本研究科を訪問した廖大穎法律系主任、及び 2013 年 10 月から招聘教授として 1 年間、本研究科にお迎えした蘇義淵准教授の尽力で実現したものである。三大学の学生計 12 名が非嫡出子の法定相続分や労働者派遣法制度、非金融機関の第三者支払業務、単色商標の登録可能性といった各法分野の先端課題について報告し、その他の出席者とともに、熱心に議論に参加した。最後に北海道大学の学生が雪国の生活を紹介します、北海道の魅力のアピールするとともに、留学先として北海道大学に対する関心呼びかけた。なお、セミナーにコメンテーターとして出席した 3 名の台湾人教員はいずれも本研究科の OB・OG である。



2014 年中興大学 / 北海道大学 / 琉球大学共同学術研討會

2014 年 2 月 24 日 (一) 9:00 ~ 17:30

場 所: 国立中興大学法律學系 實習法庭 321

【開会の挨拶】

高玉泉 (国立中興大学法政学院院长)、廖大穎 (国立中興大学教授)、鈴木賢 (高等法政教育研究センター長)、戸谷義治 (琉球大学准教授)

【第一セッション】コメンテーター: 林素鳳 (中央警察大学教授)

報告: 陳弘益、洪鈺婷 (中興大学) / 金城吉輝 (琉球大学) / 三条匠 (北海道大学)

【第二セッション】コメンテーター: 鄭明政 (勤益科技大学教授)

報告: 王銘柏、謝怡均 (中興大学) / 川合翔太 (琉球大学) / 谷内麻里亞 (北海道大学)

【第三セッション】コメンテーター: 李玉璽 (虎尾科技大学教授)

報告: 李其恆、黃羽駿 (中興大学) / 須貝里佐、山田諱太 (北海道大学)

高雄大学法学院との共同セミナーは、簡玉聰助理教授の協力のもと、年 1 回のペースで継続して開催してきて、今回で 4 回目となる。琉球大学の学生が加わったことで、一層の盛り上がりを見せた今回の共同セミナーにおいて、三大学の学生計 13 名が食品安全法や環境法、労働法、地方自治、経済政策、地域経済連携など、多岐にわたる法・政治分野のテーマについて報告し、熱い議論を展開した。また、日本語を使って報告する台湾人もいれば、中国語を使って報告する日本人もいて、言語の違いによる交流の障害を克服しようとする両国の学生の努力が実を結んだ。



2014 年 台日学生学術交流研討會

2014 年 2 月 26 日 (三) 9:15 ~ 17:45

地點: 国立高雄大学法学院 305 會議室

【開会の挨拶】張麗卿 (国立高雄大学法学院長)、鈴木賢 (高等法政教育研究センター長)、戸谷義治 (琉球大学准教授)

【第一セッション】司会: 鈴木賢 コメンテーター: 簡玉聰

報告: 葉靜儒、洪麟婷 (高雄大学) / 星野朱音、三代川夏子 (北海道大学)

【第二セッション】司会: 簡玉聰 コメンテーター: 戸谷義治

報告: 王品心、范師瓊 (高雄大学) / 児玉弘、田中雄大 (北海道大学)

【第三セッション】司会: 戸谷義治 コメンテーター: 鈴木賢

報告: 陳瑀、林羿雯 (高雄大学) / 田中慶介、高山美里香、大釜和寿 (北海道大学)

なお、共同セミナーのほか、今回の台湾研修には、多くの見学活動も盛り込まれた。台北では、二・二八記念館や鄭南榕記念館など、民主と自由を実現するために犠牲となった人々を記念する施設を見学し、ようやく手に入れた民主と自由を守るために活動している多くの市民団体を訪問した。台中では、北海道大学 OB で「台湾紅茶の父」と呼ばれている新井耕吉郎が働いていた「茶業改良場」(日本統治時代の茶業試験所)を見学し、歴史から生まれた日本と台湾との密接な関係を再確認した。高雄では、地方裁判所と地方検察署を訪問し、台湾司法の現場を直接体験した。

このような充実した学生主体の国際交流活動は、今後も年 1 回のペースで続けていきたい。



写真上: 台北市中正区の立法院

写真左から
台中の「茶業改良場」にて、北大
OB・新井耕吉郎の事績に触れる。

高雄市地方裁判所。

鄭南榕記念館にて。滞在中は各地で温かい歓迎を受けた。





Center News

高等研センターでは、2013年10月より2人の外国籍の先生を新たなメンバーとして迎えました。そこで今号のCenterNewsは、先生たちによる自己紹介をお届けします。



張 千帆

(教授・ガバナンス部門)

私は1999年にアメリカのテキサス大学オースティン校で政府学の博士号を取得しました。南京大学法学院教授、同博士課程指導教官、『南京大学法学評論』編集長を経て、現在は北京大学法学院教授、同博士課程指導教官、中国憲法学会副会長、北京大学「憲法と行政法研究センター」常務副主任、及び法学院「人民代表大会と議会研究センター」主任を務めています。私は主に中国と外国の憲政を研究しています。それに関連する30部以上の専門書と教科書を出版し、150本以上の論文と330本以上の評論を発表しました。

私の代表作として、『西方憲政体系（上冊・美国憲法）』（中国政法大学出版社、2004年）、『西方憲政体系（下冊・欧州憲法）』（中国政法大学出版社、2005年）、『憲法学導論——原理與応用』（法律出版社、2014年）、『倚憲論道——在理想與現實之間』（中国法制出版社、2007年）、『比較行政法——体系、制度與過程』（第一著者、法律出版社、2008年）、『司法審査制度比較研究』（第一著者、沢林出版社、2011年）、『美国聯邦憲法』（法律出版社、2011年）、『法国與德国憲政』（法律出版社、2011年）、『比較憲法——案例與評析』（第一著者、中国人民大学出版社、2011年）、『權利平等與地方差異——中央與地方關係法治化的另一種視角』（中国民主法制出版社、2011年）、『国家主權與

地方自治——中央與地方關係の法治化』（中国民主法制出版社、2012年）、『憲法学講義』（北京大学出版社、2011年）、『憲在——生活中的憲法踪跡』（中国民主法制出版社、2011年）、『憲政原理』（法律出版社、2011年）、『為了人的尊嚴——中国古典政治哲学批判與重構』（中国民主法制出版社、2012年）、『憲政中国的命運』（世界華文出版機構、2013年）、及びThe Constitution of China: A Contextual Analysis (Hart Publishing Co., 2012) が挙げられます。

私は中国で憲政・民主の実現を目指す改革を推進しています。また、筆頭研究者として、中央と地方の關係の法治化や大学入試の公平化、土地制度改革と農民の權利保障といった研究課題に取り組んできました。2011～12年、私は多くの学者を組織して3度にわたって國務院に上申し、出稼ぎ労働者の子供が所在都市で大学に受験できるよう求めました。その結果、國務院がそれを認める関連政策を打ち出しました。2011年12月、私は辛亥革命の百周年を記念して『公民憲政宣言』を発表し、幅広い注目を集めた「辛亥革命と中国憲政」というビデオを公開しました。2012年12月、『改革共同認識提案書』を起草し、江平、郭道暉、張思之、章詒和、賀衛方、許紀霖、何兵、鄒烈山など72名もの著名学者の支持を得て、穏やかかつ理性的な方法で「08憲章」が始めた市民提言の道を再び歩き出しました。2013年6月、『公民憲政共識』を起草し、最終的には300名以上の国内外の学者から賛同を得て、当時猛威をふるっていた反憲政の逆流に力強く反撃しました。2013年11月15日、中国共産党三中全会「決定」が通達された当日、私のブログとミニブログのアカウントが強制的に閉鎖されました。

法律をテーマとする個人ブログ <http://const123.fyfc.cn/blog/const123/>

私は台湾の国立中興大学法学部から参りました。色とりどりの秋から北海道大学での生活を始めることができ、とても嬉しく且つ光栄に思います。北海道大学は世界一流の名門校で、中興大学との間には深い歴史的な繋がりがあります。ここで国際環境法について、法学研究科の先生方及び学生達と交流できることを非常に楽しみにしております。これからの一年間、いろいろなことを経験し、できるだけ多くの先生と交流できればと期待しております。

私はアメリカン大学ワシントン法学院 (Washington College of Law, American University, USA) で法学修士 (LL.M) と法学博士 (S.J.D.) の学位を取得しました。博士論文のテーマは「国際気候変動と炭素取引に関する法制度・政策」です。当該論文に対して、US Times Foundation は2007年に「優秀青年学者」という奨学金を授与し、高く評価してくれました。2009年に台湾に戻り、行政院環境保護署、行政院經濟建設委員会及び外交部からの依頼を受けて、気候変動に関連する課題を研究しました。2010年に「国科会新進人員研究計画面」にも採択され、我が国現行の公共衛生法制度の中で、気候変動の要素が考慮されたかどうか、将来的な法改正の方向性といった問題について研究しました。また、2011年8月に台湾教育部の許可を得て、法学教育に関する改善計画を実行しました。ここ3年は、積極的に国内外の気候変動シンポジウムや研究プロジェクトに参加し、気候変動と炭素取引制度に関する論文（計18本）をSSCI、SCI、ABI及びその他の中国語法学雑誌に発表しました。2011年に発表した「国際気候変動法制度中の倫理規範」という論文は、第12回アジア太平洋生命倫理国際シンポジウムでベスト論文賞の四位に入賞しました。

自然環境の急速な破壊と生物種の絶滅のペースとの間には絶対的な関連性があるため、多くの環境保護団体が過激な手段で対抗の意思を示すようになり、生態テロリズムという思潮・行動パターンを生み出

蘇 義淵

(准教授・グローバルイノベーション部門)



しました。そのため、カナダの「テロリズム・安全・社会研究ネットセンター (The Canadian Network for Research on Terrorism, Security and Society, TSAS)」からの支援を受けて、私は犯罪学を研究している楊曙銘教授と共に、アメリカ、カナダ及び日本を対象に、1982年から2012年までの間に起きた環境テロ事件を調査し、具体的な法律と事例について分析しました。この三カ国の法執行機関がテロリズムという名称を濫用せず、立法において環境保護の思潮を優先的に考慮し、誘導を以って処罰に代え、意思疎通を以って衝突に代えるよう、期待しています。

最近では、研究の範囲を広げて、湿地の保全に関する立法について、生物学や生態学、環境工学、景観学、経済学といった分野の学者と協力しつつ、学際的な研究グループを組織して、海岸型湿地に対する研究を行いました。2012年以降は、行政院科技部から3年間の経費支援を受けて、台湾の湿地保全法の形成を推進するために、法律草案の作成と提出を目指して活動しています。将来的には、それに関連する施行細則と附属法規の研究にも参加するつもりです。

北海道にも豊富な自然資源と国家レベルの重要な湿地があるので、自然資源と湿地の保全を研究するのに最適な場所だと思います。私はここでの1年間を利用して、学内の先生方と交流し、台湾と日本両国間の湿地保全法制度の研究に関する交流と協力を拡大し、保護の効果を強化したいと思っています。

高等研センターブックレット第34号

『今村成和先生 生誕 100 年記念の集い』を発行しました！

2013年9月28日の北海道大学ホームカミングデーに開催した「今村成和先生生誕100周年の集い」（北大法学研究科、北大法学部同窓会共催）での講演を採録した電子ブックレットが発行されました。北大法学部創生期の教授として北大における法学研究、教育の礎を築かれた今村成和先生は、日本の行政

法学、経済法学、憲法学に巨大な足跡を残され、また、1975年から6年間にわたって北大学長を務められました。ブックレットには門下生である畠山武道氏（早稲田大教授、北大名誉教授）、来生新氏（放送大副学長、横浜国大名誉教授）、中村睦男氏（元北大総長、北大名誉教授）、長い間の同僚であった五十嵐清氏（北大名誉教授）、学部ゼミ生であった高橋高志氏、今村先生同様、公正取引委員会から北大教授に転じた厚谷譲児氏（北大名誉教授）の講演記録を収めています。いずれも今村先生の人と学問を偲ぶ貴重な資料となっている。当センターホームページからダウンロードが可能です。ぜひご覧下さい。



<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/05/booklet34.pdf>



センター所属教員 (2014年6月現在)

センター長 鈴木 賢

ガバナンス部門

尾崎一郎 (部門責任者)

張 千帆

辻 康夫

徐 行

法動態部門

常本照樹 (部門責任者)

鈴木 賢

根本尚徳

高 影娥

グローバル化部門

長谷川 晃 (部門責任者)

鈴木一人

中島岳志

ハズハ ブラニスラヴ

蘇 義淵

表紙の写真

北大・中央ローンの春 (北9条西7丁目)

正門を入るとすぐ目に入るなだらかな緑地。それが中央ローンです。面積12,000平米、中央を小川が流れるゆったりとした空間は、訪れた方が最初に「北大らしさ」を感じる場所かもしれません。冬は雪に埋もれていたこの場所も春には一斉に緑が芽吹き、桜の薄紅が彩りを添えます。水面に映る日の光が眩しさを増してきたら、夏ももうすぐそこです。



【編集後記】

◆編集作業中、「北海道ダイアログ」のコアメンバーである徐友漁氏をはじめとする中国の良識ある知識人5人が逮捕されたというニュースが舞い込んできた。国際交流を通じて市民同士の連携を推進してきた我々の努力が、彼らにとって、心の支えとなることを切に願う。(徐行)

◆'13年度後半のまとめとなった今号は、研究会報告を中心に大勢の先生のご協力を賜りました。ありがとうございました。休載した「from abroad」や書評等は、次号復活の予定です。ご期待ください！(小林)

J-mail 第42号

- 発行：2014年6月15日 ●発行人：北海道大学 大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター
- 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 ●Phone/Fax：011-706-4005 ●E-mail：jcenter@juris.hokudai.ac.jp ●HP：http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/